

中販連だより

2006
Vol.18

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

発行 ● 中国生乳販売農業協同組合連合会 編集・発行人 ● 鍵山信儀

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル4階

TEL082-511-3371 FAX082-511-3399



CONTENTS

- 平成18年の航海へ酪農船中販連丸が出帆
- ポジティブリスト制度の本格施行開始
- 中国地区生乳生産量
- 用途別販売実績
- 事業経過報告
- 編集後記

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

平成十八年の航海へ

酪農船中販連号が出帆

平成十七年度の生乳計画生産対策は達成率九九・九五%と完璧な運営となりました。

無事の航海を終えた酪農船中販連丸は母港に錨を降ろす間もなく、十八年度の航海に出帆しました。

生乳需給の緩和、乳価情勢、ポジティブリスト制度の導入等、行く手には大きな障壁が待ち受けています。しかし、同船の酪友の英知と勇断で針路を定めていく航海となります。最近の航海日誌から中販連丸を巡る主要情勢を報告します。

【一】月別主要行事報告

四月十一日 指定団体長・実務責任者会議

(中酪主催)

六月五日 中販連監事会

- ◎十七年度決算・事業実績
- ◎十八年度計画生産目標数量の設定
- ◎十八年度生乳取引対策

四月二十五日 中販連理事会

◎十七年度計画生産実績に係る調整数量の取り扱い

六月七日 生乳受託販売委員会

- ◎三原共販に係る乳価確認
- ◎十八年度生乳計画生産目標数量の設定
- ◎指定団体機能整備(三原共販)の推進
- ◎十八年度生乳取引対策

五月二三日 生乳安全安心中国ブロック協議会

◎ポジティブリスト制度施行への対応

五月三一日 指定団体長・実務責任者会議
(中酪主催)

◎十七年度計画生産実績・十八年度計画生産対策(数量枠)の確定

六月三日 中販連理事会

淘汰、全粉農家還元等による生産現場での懸命の努力、更には会員間の枠の融通により全会員が目標数量(脱粉特別対策・新規枠含む)を達成した。

【二】主要情勢の概要

(一) 平成十七年度計画生産実績

...全会員が個人別割り当てを実施

去る五月三一日開催の指定団体長・実務責任者会議において平成十七年度実績数量

に基づく平成十八年度の計画生産販売基準数量(基本枠)及び特別枠Aの申請に対する配分が確定した。

中販連では去る六月七日開催の生乳受託

販賣委員会で中央確定数量に基づく会員別

の計画生産目標数量が承認された(表二)。会員段階においては減産型計画生産への

(表一) 十七年度計画生産実績

目標数量	三三三、〇一六トン
実績数量	三三一、八四九トン
前年度比	九九・四四%
達成率	九九・九五%

対応として、全会員が個人別割り当てを実施する方針にある。

①中販連販売基準数量三三一、一二五トン

(前年度実績比九六・八%)

②特別枠A 四、五六一トン

*申請数量の全量が対象

*前年度の脱粉特別対策に同じ(市中脱粉買入れ、飼料用転売。差損金負担。)

③計画生産目標数量三三〇、〇〇九トン

(前年度実績比九九・一%)

*販売基準数量(前記①)に一%の超過アローランス(許容率)を乗じた数量に特別枠Aを加算。

*新規就農者枠除く。

(表二) 十八年度会員別目標数量

	計画生産実績	前年度比	内脱粉対策
鳥 取	65,127	102.5	765
島 根	63,702	100.7	637
岡 山	118,576	97.0	0
広 島	61,772	99.9	368
山 口	23,672	99.2	171
計	332,849	99.4	1,941

** 鳥取は234tの全粉還元対策含む

	a 基本数量(t)	b 特別枠(t)	c=a+b 目標数量(t)
鳥 取	63,347	1,250	64,597
島 根	62,175	300	62,475
岡 山	115,411	1,000	116,411
広 島	61,441	1,412	62,853
山 口	23,073	600	23,673
計	325,447	4,562	330,009

(三) 平成十八年度乳価交渉情勢

(ア) 全国情勢

◎飲用消費低迷の長期化と乳製品過剰在庫圧迫と言つ生乳需給の緩和が十八年度の生乳取引に暗雲をもたらしている。

◎都府県における大手乳業者の要求内容は、必要な数量＝余乳の敬遠（前年度比約二十万トンの数量削減），“価格では需給緩和の反映”を背景に一円以上/kgの引き下げ若しくは対策費の要求等、近年にない厳しい交渉環境をもたらすこととなつた。

◎特に、数量面では計画生産のベースとなる販売基準数量（前年度実績比・全国九四・九%、都府県九六・五%）の中でも販売不可能乳の発生が懸念された。

◎このため、指定団体としては計画生産数量を売り切ることが命題となり、しかも、生・処双方ともリーダー不在の水面下交渉を余儀なくされることとなつた。

(イ) 中販連を巡る情勢
 ① 乳業側の要求内容
 ◎生乳取引契約において、次年度の取引条件の更改申し入れは次年度開始の一ヶ月前までと規定されている。
 このため、今年一月末までに乳業者からの要求事項が出揃つた。
 ○取引先主要乳業者十社（域外取引除く）の要求内容は、価格面では全国情勢並み

の引き下げで揃つた。

◎数量面では一社を除き大半の乳業者が前年度を大きく下回る提示となつた。

更に、用途別需要量としては牛乳消費の不振を受けて「飲用向け」の大幅削減、他方、「醸酵乳・生クリーム向け」が増加する構図となつた。

◎その他、ポジティブリスト制度への移行を控えて原料乳の保証及び乳温、体細胞数の規制強化等が要求された。

◎その他、醸酵乳・生クリームの大手乳業者があり、製造能力に余力のある範囲での増量交渉が可能な状況にあつた。

さらに、醸酵乳・生クリーム等の液状化部門に対する奨励金交付事業の活用により乳価水準低下の緩和が可能となつた。

◎中販連における十八年度の乳価交渉方針については、去る一月二三日及び三月二八日の生乳受託販売委員会（以下、販売委）で乳業者の要求内容等を踏まえ協議を行つた。

◎混沌とした乳価情勢の中での協議となつた販売委のとりまとめとしては、「全国情勢を見極めつつ販売不可能乳発生の回避を第一義命題として早期決着を目指す」という抽象的な内容となつた。

◎このため、指定団体長会議においても同様の認識で一致し五月内を目途に交渉が展開されることとなつた。

◎このため、中販連は販売委のとりまとめを受けて、中販連は

中心とする引下げ幅が浮上したこと。

▼特別枠Aを採択した中販連の計画生産目標数量は乳業者の一月末時点の要求数量を上回ることとなり、無策のままでは販売不可能乳の発生が懸念される。

▼同一乳業者に複数会員から送乳している場合、共販構想の下に取引体系の整備を図る。

▼妥結により四月度取引への遡及が生じる場合は乳業者に三ヶ月間の分割精算を求める。

▼妥結に向けた最終段階の交渉権を指定団体長に一任する。

以上の内容が提案され協議に移つた。議場は暫時重苦しいムードで包まれたが販売環境の厳しさに理解が及び承認に至つた。

◎販売委のとりまとめを受けて、順次、大詰め交渉に入った。現時点における進捗状況は次の通り。

▽岡山、広島県では各一～二社において五月分乳代精算時までに妥結可能な乳業者があるが、その他の乳業者は六月後半にズレ込む見通し。

◎席上、山崎会長からは、「多くの指定団体が販売不可能乳回避に苦慮する中で中販連は全量販売が見通される状況となつた。

全國内で先行ブロックとなるが▲一・五一円程度で妥結に向かいたい。需給実料対策の中で時期及び金額とも独自の判断を委ねる。

解を求めたい。」旨の挨拶が行われた。

◎協議においては、管内の県別の交渉状況が報告され、今後の方針として

▼妥結可能な乳業者は五月分乳代支払い時までに妥結を図る。

▽鳥取、山口については自プラントの原

料対策の中で時期及び金額とも独自の判断を委ねる。

▽島根県の場合は岡山広島よりやや遅れ、六月が交渉の山場となる見通し。

△鳥取、山口については自プラントの原

料対策の中で時期及び金額とも独自の判断を委ねる。

▼大手乳業の動きの中で飲用向け一円を

判断を委ねる。

▽域外搬出で全国連（全農・全酪連）に再委託している生乳については近畿域

内の中小乳業の交渉が難航しており域内よりは遅れる見通し。

▽加工用途については今後の全国情勢を踏まえて別途交渉を行つ。

以上が、一八年度乳価交渉を巡る経緯と現状の概要です。

- 拙速な総括となります。が、このたびの交渉では需給（計画生産）と価格の関係が問われることとなりました。
- すなわち価格・取引の安定を期するための計画生産下で販売不可能乳の発生を巡り指定団体間の摩擦が生じつつあります。
- とりわけ、販売基準数量内で販売不可能乳が発生する指定団体の不満の矛先は特別枠を採択する指定団体（中販連も該当）に向けられます。
- 消や牛乳消費の好転は期待できない情勢です。
- 加えてWTO交渉結果も大きな影響をもたらします。

このため、早ければ今年度内にも（不需要期の混乱回避）、遅くとも次年度に向けて計画生産の見直しを求める声が高まるものと思われます。

(四) 七月から三県共販体制に移行

…当面は乳価ブールに着手

① 中販連設立以降の情勢の変遷

広域指定団体の設立は、国内的には生乳給調整、流通・価格形成等）の行き詰まり、他方、対外的にはWTO体制下での国際化（政策・経済の開放化）の進展という背景を抱えていた。

中販連は平成十三年四月から広域指定団体業務を開始して満五年を経過した。

旧（県域）指定団体の歴史と比べると「たかが五年」であるが「それど五年」でもある。この五年間の全国及び管内の酪農情勢を振り返ってみると、

○生乳需給は十四年度が逼迫のピーク。十五年度の冷夏を転機に軟化。以降、緩和への階段を駆け上がる。

○牛乳消費は十五年度以降低迷基調。乳製品在庫は十六年度から脱粉、十七年度からバターの滞貨が顕在化。→需給緩和の象徴。

② 広域指定団体機能の整備過程

広域指定団体の設立に求められた政策面

での重点事項は「ストダウント」とある。集・

送乳事業を中心に中長期的に一十三～三十%

の「ストダウント」が目標とされている。

しかし、その実現に当たっては広域指定団体がブロック内の生乳を掌握しなければならず、言わば指定団体機能整備の象徴となる事項で、ひいては乳価・経費のブール処理による一元集荷多元販売（共販体制）の確立を可能とする事項でもある。

○乳価は十四年度に飲用向け五十一七十銭／kgの値上げ。→四半世紀振り。

○計画生産は十四年度に飲用向け五十一七十銭／kgの値上げ。→四半世紀振り。

→販売基準数量は十六年度から減産型へ移行。

一八年度は十二年振りの本格減産。減産

○十七年度から乳成分（脂肪・無脂固形）取引体系の改訂。→乳成分スライド単価を引き下げ、基本乳価に組み入れ（総乳代不変）。

○季節別乳価制度の導入→中販連は十六年度から。

○会員別の縦割りを残すこととした。

方、これと平行して中販連が「屋上屋」の組織とならないための機能整備検討にも着手した。

③ 中販連設立時の運営実態

中販連会員の組織形態は、五会員中四会員（鳥取・岡山・広島・山口）が県一専門単協、一會員（島根）が全農県本部で連合会組織となっているが、いずれも旧指定団体

取り扱いは十六年度から本格検討に入り、五会員の実務責任者（参事・部長）をメンバーとする「指定団体機能整備検討委員会（以下、検討委）」で原案作成→理事会で審議・承認→会員組織に報告・討議。

以上の手続きにより推進することとした。

○検討委は、当初、五会員による原案作成を自指したが、共販体制（一元集荷多元販売）の設立時期等に会員の組織運営形

態の違いが色濃く現れ、五会員同時参加には再検討の必要性が生じた。

○このため、十六年十一月開催の理事会で、当面は共販型の三会員（島根・岡山・広島）が先行する現実路線への変更が承認され、合せて検討委も三会員の委員構成に再編した。

④ 機能整備基本構想の作成経過

○中販連における指定団体機能整備問題の

送乳事業を中心に中長期的に一十三～三十%

の「ストダウント」が目標とされている。

五会員の実務責任者（参事・部長）をメ

ンバーとする「指定団体機能整備検討委員会（以下、検討委）」で原案作成→理事

会で審議・承認→会員組織に報告・討議。

以上の手続きにより推進することとした。

○検討委は、当初、五会員による原案作成を自指したが、共販体制（一元集荷多元販

売）の設立時期等に会員の組織運営形

態の違いが色濃く現れ、五会員同時参加には再検討の必要性が生じた。

○このため、十六年十一月開催の理事会で、当面は共販型の三会員（島根・岡山・

）のよつた会員の組織・運営の実態、更には管内における集・送乳路線の錯綜も皆無であつたこと等を踏まえて、中販連設立

による会員別の縦割りを残すこととした。一方、これと平行して中販連が「屋上屋」の組織とならないための機能整備検討にも着手

し始めた。

このよつた会員の組織・運営の実態、更には管内における集・送乳路線の錯綜も皆無であつたこと等を踏まえて、中販連設立

による会員別の縦割りを残すこととした。一方、これと平行して中販連が「屋上屋」の組織とならないための機能整備検討にも着手</p

が抱える特殊事情等で停滞する場面も生じたが、段階的且つ現実的な取り組みを基本としつつ集約を図った。

しかし、共販の象徴となる乳価・経費のプール処理に関する議論は難航した。

◎乳価については中販連設立の十三年度(年度平均乳価)における三会員の高低格差は一円強/kgであったが十六年度には〇・七円に縮小。

◎経費については、連合体組織の島根において、集乳事業は会員組合が主体でブル処理されていない。

このため、共販の対象費目は送乳費・生乳検査費・CS経費の三費目とした。会員別の比較では、立地条件が反映され、広島の送乳経費が格段に低く、県外送乳がある島根・岡山との間に一・二〇一・五円/kg格差が生じている。

⑤機能整備基本構想の内容

前記の共販体制の構築を巡る現状と課題を踏まえてとりまとめた機能整備基本構想の内容は次の通り。

○基本方向

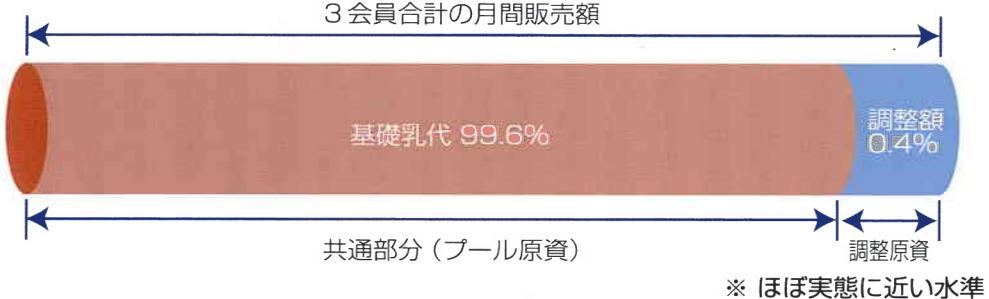
☆生産者手取乳価及び生乳取引の安定化を基本に構築する。

☆五会員の組織運営実態を踏まえて段階的な取り組みを行つ。

☆需給調整機能に裏付けされた一元集荷多元販売の体制を構築する。

販売乳代の精算方法

■ 乳代の全体構成

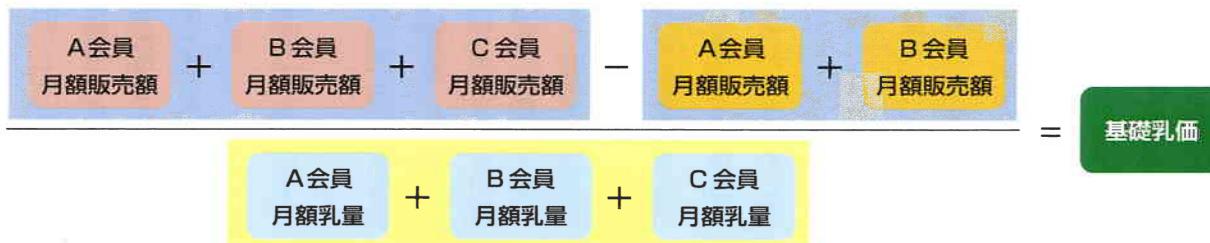


■ 調整単価（調整額の単価）

17年度会員受取り乳価実績での乳価差（会員受取り乳価 = 基準乳価 + 補給金 + 酸乳・生クリーム奨励金）

(例)	受取乳価	乳価差(円)	
A会員	96.800	0.800	
B会員	96.500	0.500	
C会員	96.000	0.000	→ 調整単価

■ 基礎乳価（基礎乳代の単価）の算出



■ 会員別乳代精算



共販メリットは、共通部分である基礎乳代（基礎乳価）に含まれ各会員へ平等配分される。

☆共同計算については販売乳代と販売経費のプール化に向けて段階的且つ現実的な取り組みを行つ。

◎共販体制の構築手順

☆第一段階

生乳共販型である島根・岡山・広島の三会員の先行による新共販体制を構築し、平成十八年度からの運営を目指す。

☆第二段階

- 平成二十年度において生処一体型の二会員（鳥取・山口）の加入による五会員共販体制の完成を目指す。

◎第一段階（十八～十九年度）の共同計算の仕組み

☆販売乳代

十七年度の三会員の受取乳価実績に基づく会員格差を認めて調整支払いを行う。（前ページ図解参照）

☆販売経費

会員別の十七年度生産者負担実績（送乳経費・CS経費・生乳検査費）に基づき設定。

☆共販メリットの取り扱い

販売乳代メリットは当該月の乳代に反映。

販売経費のメリットは年度終了段階で販売委の協議を経て理事会で決定。

☆結果検証

理事会在が各年度の取り組み結果を検証・確認して次年度の対応を決定。

◎第二段階（二十年度以降）の共同計算の仕組み

☆三会員は販売乳代及び集乳経費を含む販売経費の完全プールに移行。

☆鳥取・山口についても完全プール体制に参入する。

☆完全プール化により生産者手取乳価が著しく低下する会員が生ずる場合は激変緩和措置を検討する。

◎その他主要事項

☆プール化の特例

鳥取・山口においても第一段階で三会員共販体制に供した生乳はプール化の対象とする。

☆計画生産への対応

第一段階における生乳計画生産は三会員が目標数量を共同で管理運営する。

☆規格・基準及び検査部門

第一段階の期間内に乳質統一基準の設定及び広域検査体制の整備に取り組む。

☆情報の開示

共販体制の実施結果に係る精算単価、経費等の明細の報告を行う。

⑦三会員共販体制への気運醸成

三会員検討委が作成した基本構想原案は十七年十二月十六日開催の中販連理事会に上程され、一部の手直しが生じたものの大筋での合意を得た。

その後、検討委で手直し・精査された最終案が一八年二月九日開催の理事会で承認され、舞台は最終局面となる会員組織への説明・理解訴求の場へと移ることとなつた。

会員段階における説明は一～五月にかけて行われた。

中販連設立から暫くの間において共販構想は総論賛成の域を出なかつた。しかし、今日の各会員を巡る生乳需給及び取引関係の様変わりの実態に理解が及び三会員とも組織内の合意が得られた。

⑥三会員の乳価プールは七月から……経費も年度内に追隨

三会員での組織合意を受けて、六月三日の中販連理事会では実施時期を始めとする基本事項が確認された。

手順としては、

○実績確認が可能な乳価プールから着手する。

介します。

『五県酪友の結束で、

酪農新時代を拓け』

最後に、基本構想作成に当たり検討委の強い意思をスローガンに表しましたので紹介します。

◎十七年度乳価実績は中販連の監事が確認する。確認された三会員の格差を十八～十九年度の調整支払いに反映する。

→監事による確認結果は七月一日の中販連理事会で報告される予定。

◎十八年度乳価交渉は共販体制への移行を念頭において取引体系の整備を図る。

○販売経費部門については、会員の十七年度決算に基づき中販連監事が確認し、十八年度内に実行に移す。

○鳥取・山口の早期参加が可能となるよう共販体制の整備・強化に努める。

いよいよ中販連も五年の歳月を経て共販体制への第一歩を踏み出すこととなりました。

最後に、基本構想作成に当たり検討委の強い意思をスローガンに表しましたので紹介します。

通常総会の案内

●とき●

平成18年7月25日(火)

●ところ●

広島パシフィックホテル

広島市中区上八丁堀8-16

ポジティイブリスト制度の本格施行開始

平成十八年五月二十九日、食品衛生法の一部改正に伴う「食品に残留する農薬等に関するポジティイブリスト制度」が、完全施行されました。

中販連は昨年の九月以降、この制度に対応すべく会員をはじめ、行政、(社)中央酪農会議並びに関係機関と連携し、この法律に対応し、生乳の安全・安心を確保する為の対策を協議、推進してきました。

牛乳の安全・安心の確保とは、生乳の出荷までのトレーサビリティの確立であり、それは生産者一人一人の、「農薬等の適正な使用」であり、「その記録・保管」が何より重要です。(三月末に、配布されております「生乳生産管理チェックシート」への記帳)

生産者の方への記帳・記録の推進と平行して、中央酪農会議と日本酪農乳業協業協会は、農薬等の実態調査とそれに基づく、牛乳の農薬等の残留検査を行い、実施した全ての検査項目で「検出せず」との結果を得ました。(別紙調査概要)

ポジティイブリスト制度施行前の残留実態調査の実施結果について

平成18年5月
社団法人日本酪農乳業協会

食品中に残留する農薬等に関するポジティイブリスト制度が平成18年5月29日より施行されることに先立ち、酪農乳業界では残留基準値が設定された799物質のうち、下記1の条件で抽出した97物質について、生乳における残留実態調査を平成18年3月に実施しました。

1. 残留調査対象物質の設定

今般の制度施行前の残留実態調査においては、残留基準値が設定された農薬等のリストから以下の条件により抽出し、97の残留調査対象物質を設定しました。

ステップ1)

- ①わが国で生産(流通)している牛用の動物用医薬品73物質
 - ②自給飼料生産に適用のある農薬30物質
 - ③稻ホールクロップサイレージ生産に適用のある農薬27物質
 - ④食品衛生法において残留基準値が設定されていた物質1物質
- これにより抽出された物質数は、複数の項目に重複する物質がありますので、合計120物質です。

ステップ2)

なお、今般の残留実態調査に当たっては、次の23物質を検査対象から除外し、97物質について残留実態調査を実施しました。

- ①出荷生乳すべてについて検査が行われている簡易迅速検査法により検出可能な抗菌性物質11物質
- ②現時点で「乳」への残留値を測定する検査法が確立されていない物質12物質

2. 対象物質および検体数の設定

- (1) 主要な抗菌性物質のうち、出荷生乳すべてについて検査が行われている簡易迅速検査法により検出可能な抗菌性物質11物質以外のオキシテトラサイクリン、カナマイシン、タイロシン、スルファモノメトキシン、エンロフロキサン、スルファジメトキシンの計6物質については、全国の指定生乳生産者団体の生産乳量に応じて設定した計176検体の検査を行いました。

注) 指定生乳生産者団体：酪農家が生産した生乳を集荷し乳業会社へ販売する農協組織で、全国10地域にあります。

- (2) (1)の6物質以外の91物質については、指定生乳生産者団体ごと(沖縄を九州に含む9地域)の10検体、計90検体について、1検体ごとに7~10物質の検査を行いました。

3. 検査結果

検査結果は、全検体について、全物質「検出せず」でした。

担保とはなりません。改正法の完全施行に伴い、行政関係では検査対象物質並びに検査数の拡充が行われます。消費者団体も独自に検査を実施し、消費者として自らの安全を確保しようとしています。

日本農業新聞はポジティイブリスト施行を目前に控えた、五月十一日より七回の特集を組んでおり、読まれた生産者の方も多い

生産管理マニュアルの遵守とチェックシートへの記録・保管について、改めてお願い申し上げます。

本の酪農が消費者から信頼を得るために思います。生産、流通、加工、消費それぞれの立場での苦悩や困惑がありますが、日々の酪農が消費者から信頼を得るためにには不可避の取り組みなのです。



平成17年度
中国地区生乳
生産量

	(単位:トン)		(単位:kg)		
	3月		前年比	4月～3月累計	
					前年比
大山乳業農協	5,576,902.5	100.0%		65,126,913.2	102.5%
全農島根県本部	5,617,386.3	110.0%		63,837,123.4	100.7%
おかやま酪農協	10,534,173.2	97.2%		118,638,812.7	97.0%
広島県酪農協	5,366,973.0	100.8%		61,772,438.0	100.0%
山口県酪農協	2,146,915.0	100.9%		23,671,523.0	99.2%
合 計	29,242,350.0	99.2%		333,046,810.3	99.4%

(おかやま酪農協のみ公共含む)

平成17年度

用途別販売実績

※成分加算金は含まない (公共並びに九州再販含む) (単位:販売数量/kg・販売金額/円)

	3月		4～3月累計			
		前年比	前年比	構成比	前年構成比	増減
飲用牛乳向け	販売量	20,985,144.5	97.5%	248,381,023.5	96.0%	73.1% ▲ 2.6%
学校給食向け	販売量	1,784,691.4	95.0%	24,526,744.7	100.6%	7.2% 7.1% 0.1%
はつ酵乳等向け	販売量	3,605,835.1	104.5%	42,640,964.1	109.0%	12.5% 11.4% 1.1%
特定乳製品向け	販売量	1,997,413.0	86.5%	14,573,482.0	115.5%	4.3% 3.7% 0.6%
生クリーム等向け	販売量	1,152,737.0	156.4%	9,585,100.0	143.9%	2.8% 1.9% 0.9%
チーズ向け	販売量	18,441.0	94.9%	198,464.0	99.9%	0.1% 0.1% 0.0%
合 計	販売量	29,544,262.0	98.7%	339,905,778.3	99.5%	100%
	販売額	2,746,502,042	99.1%	32,097,132,863	99.4%	

編集後記

「最近」格差」という言葉を耳にします。
「所得格差」、「教育格差」、「格差の拡大」、
通俗的な言い回として「勝ち組・負け組」。
組」。日本人の美德は、「眞面目に、こう
つと」で、「人より、より良い暮らし」
を求めることがなかったと思います。

「努力が報われる」事は必要でしょうが、
「富が偏る」事は考え方でしょう。
九月の総裁選、ワイドショーとして見
て見る事が必要でしょう。
梅雨末期です。集中豪雨等に十分な
配慮を。

▼事業経過報告(四月一日～六月三十日)

5·24	5·23	5·16	5·12	5·28	4·27	4·26	4·25	4·20	4·17	4·14	4·11	4·14	4·12	4·11	
会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	島根県生乳販売委員会	島根県生乳販売委員会	(島根)	議(東京)	牛乳消費拡大促進委員会	牛乳消費拡大促進委員会	(広島市)	会員・全国連絡調整会議	島根配乳会議(島根)	会員・全国連絡調整会議	(広島市)	飼料基盤拡大推進事業説明会(東京)	全国連務責任者会議(東京)	指定団体会長及び指定団体・全國連務責任者会議(東京)
第三次(岡山市)	第三次(岡山市)	広島県酪農業定例会	広島県酪農業定例会	(広島市)	議(大阪)	西日本指定団体実務責任者会	西日本指定団体実務責任者会	(東京)	会員・全国連絡調整会議	島根県酪農業懇談会(島根)	島根県酪農業懇談会(島根)	(広島市)	日本酪農業協会普及専門部(東京)	日本酪農業協会普及専門部(東京)	島根県酪農業協会総会(島根)
第三回中国地区安全安心協議会	第三回中国地区安全安心協議会	広島県酪農協生産委員会	広島県酪農協生産委員会	(広島市)	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	(三原市)	会員・全国連絡調整会議	中国地区酪農業懇談会(三原市)	中国地区酪農業懇談会(三原市)	(広島市)	平成十八年度第一回監事會(広島市)	平成十八年度第一回監事會(広島市)	平成十八年度第一回監事會(広島市)
6·30	6·28	6·26	6·23	6·19	6·14	6·9	6·7	6·5	6·3	5·31	5·30	5·29	5·26	5·26	5·26
(東京)	(東京)	中央酪農会議理事会	中央酪農会議理事会	乳質改善推進委員会	乳質改善推進委員会	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	(東京)	会員・全国連絡調整会議	西日本指定団体実務責任者会議(東京)	西日本指定団体実務責任者会議(東京)	(東京)	国連務責任者会議(東京)	国連務責任者会議(東京)	消費拡大担当者会議(東京)
中央酪農会議理事会	中央酪農会議理事会	乳質改善推進委員会	乳質改善推進委員会	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	(岡山市)	会員・全国連絡調整会議	西日本指定団体実務責任者会議(東京)	西日本指定団体実務責任者会議(東京)	(岡山市)	指定団体機能整備検討委員会(東京)	指定団体機能整備検討委員会(東京)	島根県乳業協会総会(島根)
会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	(広島市)	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	会員・全国連絡調整会議	(広島市)	島根県酪農業協会総会(島根)	島根県酪農業協会総会(島根)	島根県酪農業協会総会(島根)